

取 調 べ

(基礎編)

平成24年12月

警察庁刑事局刑事企画課

「捜査手法、取調べの高度化プログラム」(平成24年3月)を踏まえ、取調べにおいて真実の供述を得るための効果的な質問や説得の方法、虚偽供述が生まれるメカニズムとこれを防止するための方策等を始めとする心理学的な手法等を取り入れて取調べ技術の体系化を図り、これに基づいた研修・訓練を実施していくことにより、取調べに従事する全ての警察官が、人間の心理の理解に基づいた一定レベル以上の取調べ技術を習得していくことを目指している。

本書は、科学警察研究所犯罪行動科学部捜査支援研究室の全面的な協力の下、北海道大学大学院仲真紀子教授(心理学)の助言を受け、取調べと関連する心理学の知見を取りまとめたものである。

目次

第1章	取調べと関連する心理学の知見	1
第1	記憶の過程と取調べ	1
第2	記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因	3
1	記銘段階	3
(1)	体験・目撃の状況	3
(2)	情報の種類	3
(3)	体験・目撃時の心身状態等	3
2	保持段階	4
(1)	保持期間の長さや情報の種類	4
(2)	事後情報による干渉	4
第3	想起段階における工夫	5
1	想起への集中を高める手法	5
(1)	挨拶や取調べの目的・進行等の説明	5
(2)	適度な「間」の確保と相手方のペースによる想起	5
(3)	自由に話をさせる	6
2	記憶を喚起させるための手法	6
(1)	状況の心的再現	6
(2)	全ての報告	6
(3)	逆向再生	7
(4)	細部記憶の補助	7
	被疑者取調べにおける虚偽自白	8
1	虚偽供述の原因	8
(1)	自発型虚偽自白	8
(2)	強制・追従型虚偽自白	8
(3)	強制・内面化型虚偽自白	8
2	虚偽供述の判別	9
第2章	心理学の知見を踏まえた取調べの基本的な手法	10
第1	準備段階	11
1	取調べに際しての心構え	11
(1)	話を聴く姿勢	11
(2)	共感的理解に基づく取調べ	12
	被疑者取調べにおける共感的理解	12

2	取調べの計画と準備	12
第2	導入段階	14
1	挨拶と初期の会話	14
2	取調べにおけるルール等の説明	14
第3	聴取段階	16
1	話し手の役割の委譲	16
2	正確な情報を多く引き出すための工夫	16
(1)	質問の種類	16
ア	自由再生質問	16
イ	焦点化質問	17
ウ	選択式質問	17
エ	はい・いいえ質問	17
(2)	質問方法	18
(3)	質問方法以外の工夫	18
ア	想起を促すための工夫	18
イ	積極的な聴取姿勢を示すための工夫	18
(ア)	促し	18
(イ)	要約	19
(ウ)	聞き直し	19
ウ	取調官の態度	19
3	留意事項	20
(1)	複雑な表現	20
(2)	多重質問	20
(3)	繰り返しの質問	20
(4)	特定の事実の存在を前提とした質問	21
(5)	脈絡のない質問	21
第4	確認段階	22
1	更に詳細な聴取が必要な事項についての確認	22
2	手持ちの証拠等と矛盾する事項についての確認	22
3	捜査上、聴取が必要と考える事項についての確認	22
(1)	特定の事実の存在を前提とした質問	23
(2)	仮説に基づいた質問	23
4	留意事項	23

第1章 取調べと関連する心理学の知見

本章では、人間の記憶の過程や記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因及び取調べにおいて相手方から正確かつ多くの情報を報告（供述）させる方法等、取調べと関連する心理学の知見について記載する。

第1 記憶の過程と取調べ

記憶の過程は、以下の3段階に分類される。

「記銘」

ある出来事を経験・目撃し、これを記憶する段階である。

「保持」

記銘した情報は、これを取り出す（思い出す）まで記憶として保持される。

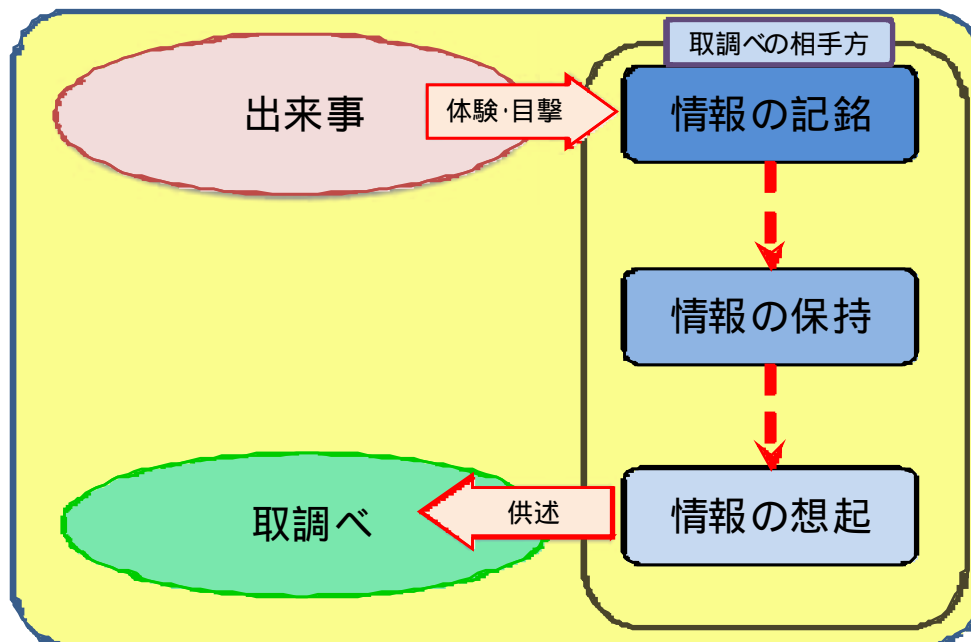
一般に、記憶は、この段階において正確性や完全性を失っていく。

「想起」

記銘・保持された情報を取り出す（思い出す）段階である。

取調べは、一面、相手方に想起を促す活動であるとも言える。

【図1】記憶の過程と取調べ



記憶の正確性や完全性は、記憶の各段階において、種々の要因により影響を受ける。取調べの相手方が情報をうまく思い出せないときには、この3段階のうちのある1つの段階、あるいは複数の段階における「失敗」が原因となっている。

記銘及び保持の段階で正確な情報が記憶から失われていれば、想起の段階でこれを報告（供述）させることは困難であるが、どのような要因が記憶に影響を与えたかについて知ることは、報告（供述）された情報の質（信頼性）を評価することにつながる。

他方で、想起の段階においては、記憶の中に正確な情報が存在するにもかかわらず、それを思い出せない場合もある。この場合は、質問方法を工夫するなどして、正確な情報を得るよう努める必要がある。また、想起段階の質問の仕方によって、記憶の中にある情報を歪めたり、書き換えたりしてしまうこともある。

いずれにしても、取調べを効果的に行うためには、まずは、取調官が、記憶の過程とその正確性、完全性に影響を及ぼす要因等の心理学の知見を理解しつつ、これを踏まえた心理学的な手法を活用した取調べを行うことが必要である。

第2 記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因

1 記銘段階

ある出来事が記憶として保持されるか否かは、その出来事を経験した時点（記銘段階）において、その出来事にある程度の注意が払われているかどうかによって影響される。

また、記憶は、以下のように、体験・目撃の状況、情報の種類、体験・目撃時の心身状態等によっても影響を受ける。

(1) 体験・目撃の状況

出来事を体験・目撃する時間が長く、その頻度が高いほどその記憶は正確になる。逆に、体験・目撃する時間が短く、その頻度が低い場合は、その記憶が不正確になっている可能性に留意すべきである。

また、出来事の刺激の強さも記憶に影響する。その人にとって、刺激がより強いものであればあるほど、記憶として保持される可能性は高くなる。

その他、非日常的なもの、動きのあるもの、他のものより目立っているものなど、知覚されやすいものは記憶に残りやすい。ただし、記憶に強く残りやすいものであっても、そのことを正確に想起・報告できるとは限らない。

(2) 情報の種類

時間や速度についての記憶は不正確な場合があると指摘されている。時間については、特に心理的に負荷がかかった状況（ストレス状況等）においては過大に（長く）評価される傾向があるとの指摘がある。

また、人物に関する記憶については、取調べの相手方と記憶の対象となる人物との類似性が影響する。例えば、同人種、同性別、同年齢層の人物に関しては、そうでない場合より記憶が正確であるとされている。

(3) 体験・目撃時の心身状態等

ある出来事の体験・目撃中に感情的なストレスを受けた場合、その出来事の中心的な事項（例えば、殺害の状況）については強く記憶に残るが、そうではない事項（例えば、他の目撃者の有無）については、通常では記憶されると考えられる事項であっても記憶されない場合がある。

また、アルコール類（飲酒）は記銘に関して負の影響を有するが、薬物類の影響については薬物の種類や摂取量により異なり、一概には言えない。

なお、子どもや知的障害者は、健常の成人と比較すると記憶能力が劣っ

ていると指摘されているが、これは必ずしも子どもや知的障害者の証言が信用できないことを意味するものではない。子どもや知的障害者の供述については、想起の方法を工夫することで、ある程度、記憶にある正確な情報を引き出すことができるとされている。

2 保持段階

保持段階では、記憶に記録された情報の一部は変容することなく記憶に残るが、ある部分は時の経過とともに変容したり損なわれたりする（忘却）。記憶に影響を与える要因は以下のとおりである。

(1) 保持期間の長さや情報の種類

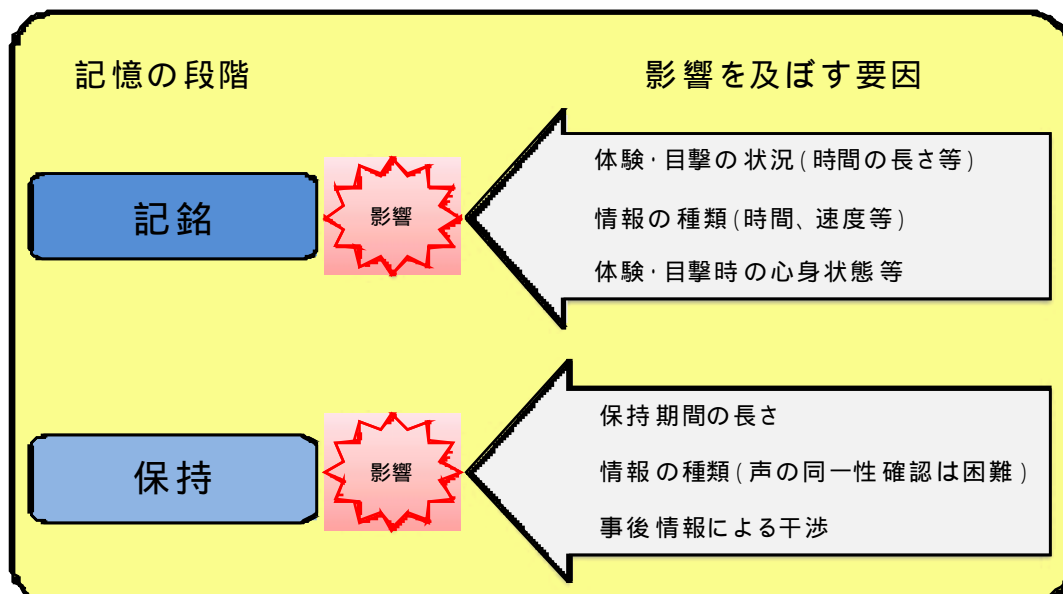
忘却は、一般的に記録後1日くらいまでに急激に進み、その後は徐々に進行していく。ただし、記憶の対象となる情報の種類によっても忘却の進行は異なり、例えば、声に関する記憶については、急速に同一性の確認が困難になるが（24時間経過後の声の同一性確認には注意が必要。）顔に関する記憶については、数週間から数か月後でも正確性が高いと言われている。

(2) 事後情報による干渉

保持段階に接する情報（事後情報）が、記憶を変容させたり、記憶の中に全く存在しない事実を持ち込むことがあり得る。特に、記録から長期間が経過した後に情報が与えられた場合は、容易に記憶を歪め得る。

また、報道や取調べの際にも、事後情報による干渉は起こり得るので留意する必要がある。

【図2】記録・保持の段階で記憶の正確性、完全性に影響を及ぼす要因



第3 想起段階における工夫

想起段階において、相手方が協力的であるにもかかわらず、「記憶がない。」と答える場合は、相手方が記銘された情報を取り出すことができないことに原因がある場合がある。

また、情報の正確性と量は、基本的には、一方を優先させると他方が犠牲になるトレードオフの関係にあるとされていることから、正確な情報を多く得るためには、想起段階において、相手方の記憶を効率的に喚起するための工夫が求められる。

以下、そのためのいくつかの手法を紹介するが、取調官は、これらの手法を状況に応じて使い分けることが必要である。

1 想起への集中を高める手法

記憶を喚起する手法を有効に活用して取調べを行う際には、ラポール（心理学において、取調べの相手方が想起に集中することができ、かつ、思い出したことなど何でも話せる関係をいう。）を形成することが必要である。そのための手法として、以下のような手法が提唱されている。

(1) 挨拶や取調べの目的・進行等の説明

多くの人にとって、警察で参考人等として取調べを受けることは非日常の経験である。これに対する不安感を取り除くためにも、まず、取調官が自己紹介や挨拶を行うとともに、当該取調べの目的や進行等について説明を行うなどして、相手方の不安感を取り除くよう努めることが必要である。

このように、相手方の不安感を取り除くことにより想起への集中を促すことができる。

(2) 適度な「間」の確保と相手方のペースによる想起

取調べの相手方は、取調べ中、記憶を想起することに集中するよう強いられている状態にあると言える。したがって、相手方の想起を促すためには、取調官は、ゆっくりと明確に話をすることや、相手方が想起している間は適度な「間」を確保することが必要である。

また、取調官が計画又は期待している話題の順序と異なる流れで相手方が供述している場合であっても、安易に供述を遮ることはせず、相手方が一旦話し終わるまで待った上で、新たに質問することが望ましい。

取調官が話を遮って別の質問をするなどした場合、相手方の記憶の想起を中断させることとなるほか、「また、思い出しているうちに何か聞いてくるのではないか。」などと相手方に予期させ、想起への集中を妨げ、結果として多くの情報を得ることが困難になる。

【相手方の話を遮ることのデメリット】

相手方の想起を遮断し、円滑な想起を妨げる。

事後の想起への集中を妨げる。

供述の主体（話し手）が取調官になってしまう。

相手方の取調官への信頼を失う。

(3) 自由に話をさせる

選択肢による質問やはい・いいえで答えられる質問等は、出来事を想起しようとする努力を阻害する可能性があるため、質問は相手方が自由に、制限なく回答できる方法で行うことが望ましい。

また、選択肢による質問で得られる情報は、回答が取調官の発した質問に関連するものに限定されることから、想定していなかった事実を掘り起こす機会を失うおそれがあり、場合によっては選択肢の中に真実の答えがあるものと相手方が思い込み、結果として誘導となるおそれもある。また、選択肢による質問は、次々と質問を繰り返す必要が生じ、次に発すべき質問を十分に考えられなくなる可能性がある。

なお、相手方が全てを話し終わった後に、情報の内容を明確にしたい場合には、選択肢による質問やはい・いいえで答えられる質問等は有用である。

2 記憶を喚起させるための手法

(1) 状況の心的再現

ある出来事について、当時の現場及びその周囲の情景や様子、そこにいた人物、あるいは、当時どのように感じたかなどを心の中で思い出すように求める。情報が記録されたときと同じ場所を訪れたり、同じ状況を再現したりすると、その情報を再生しやすくなる場合がある。

また、天候、曜日、行事等の客観的な情報を活用し、特定の出来事と関連させながら質問することも、記憶の喚起に有効であると考えられる。

(2) 全ての報告

想起しようとする相手方にとって無関係と思われる事柄や、つまらないと思える事柄、一部分しか記憶していない事柄でも、思い出したことは全て話すように求める。人は、状況を描写する際に、重要でないと思ったり、

不確かだと思ったりしたことは省略して話す傾向があるため、思い浮かんだことを全て語らせることにより、重要な情報が省略されることを防ぐ効果がある。

さらに、思い浮かんだことを全て語らせることにより、追加的な情報を思い出す場合がある。

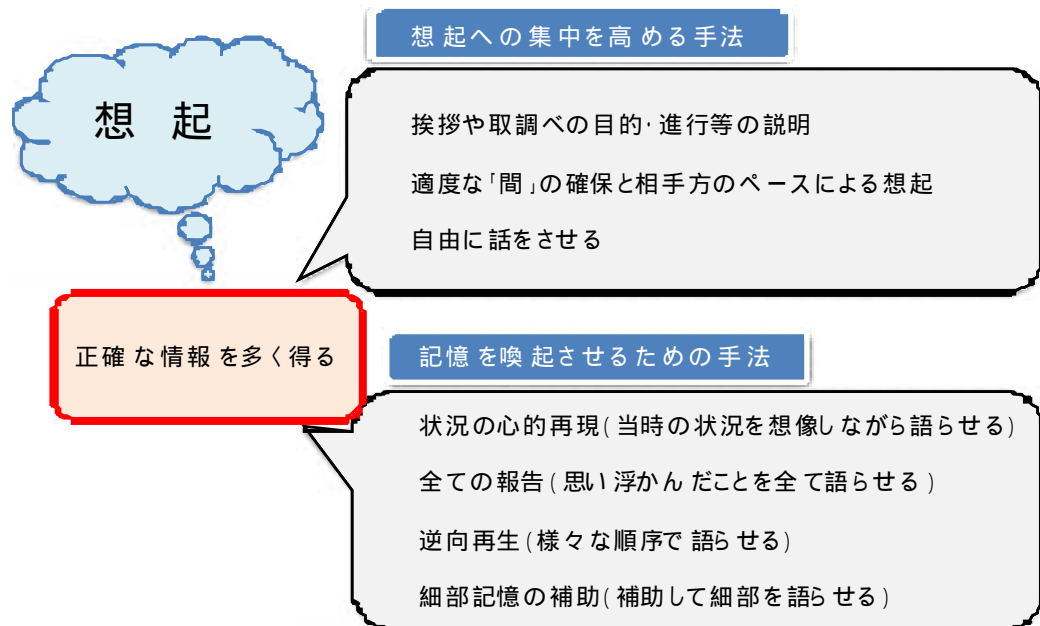
(3) 逆向再生

出来事を時系列に沿って思い出したり、あるいは、時系列とは逆の順序で思い出そうように求める。また、最も印象に残っているところから語るように求めるなどにより、時系列では思い出せなかったり、言い落としたりした情報を聴取することができる場合がある。

(4) 細部記憶の補助

ある事柄の細部を思い出せない場合に、これを補助するため、取調官が補助的な質問を行う。例えば、人の名前を思い出せない場合に、名前の長さはどれくらいだったのか、最初の一文字は何であったのかなどを思い出そう求める。または、人や物を想起する際に、直接その対象を想起するだけでなく、それと関連する人物や出来事を思い出そう求める。この場合、それを思い出した理由について説明を求めることにより記憶を喚起させることができる。

【図3】想起段階における工夫



【被疑者取調べにおける虚偽自白】

記憶が正確であっても、取調べの相手方が意識的に虚偽の供述をする場合がある。

一般的に、自己に不利益な事項について虚偽の供述をすることはないものと考えがちであるが、そのような事項であっても虚偽の供述（典型的な例が虚偽自白）をすることも十分にあり得る。

被疑者取調べにおいては、一定の容疑の下に取調べを行っているため、否認は虚偽で、自白が真実と思いがちであるが、事案の真相解明のためには、虚偽自白の可能性に留意しつつ、慎重に取調べを進める必要がある。

1 虚偽供述の原因

被疑者取調べにおける虚偽自白について、心理学においては以下のような分類がなされている。

(1) 自発型虚偽自白

供述を強いられるような圧力を受けていないにもかかわらず、「より重い罪が明らかになることを防ぐため。」「大切な人を守るため。」「悪名を得るため。」等の理由から、自発的に虚偽の自白をする者がいる。

また、「相手（取調官）によく思われたい。」という強い欲求のために、取調官に黙従し、虚偽の自白をしてしまう者もいる。

(2) 強制・追従型虚偽自白

取調べ時の不快感や不安等により、不利益な事項を認めることによる当面の利益（取調べの終了、釈放等）が将来の問題（起訴、受刑等）より重要であると判断した場合、真実でないと認識している不利益な事項を自白する者がいる。

この場合、被疑者取調べの相手方は、自白した結果、将来起こり得る結末について認識している場合もあると考えられるが、「裁判になれば、いずれ真実は明らかになるだろう。」「検事や裁判官なら分かってくれるだろう。」等と信じ、確かではない長期的な結末より目先の利益を優先してしまうことがある。なお、この種の虚偽自白は、弁護士や親族との面会等によって、取調べを受けている時に感じていた不快感や不安等が消滅した直後に撤回される可能性がある。

(3) 強制・内面化型虚偽自白

被疑者取調べの相手方の中には、犯罪を犯したという記憶がないにもかかわらず、不安に満ちている、疲労している、混乱しているなどの場合に、その犯罪を自分が犯したと信じ込んで自白する者がいる。

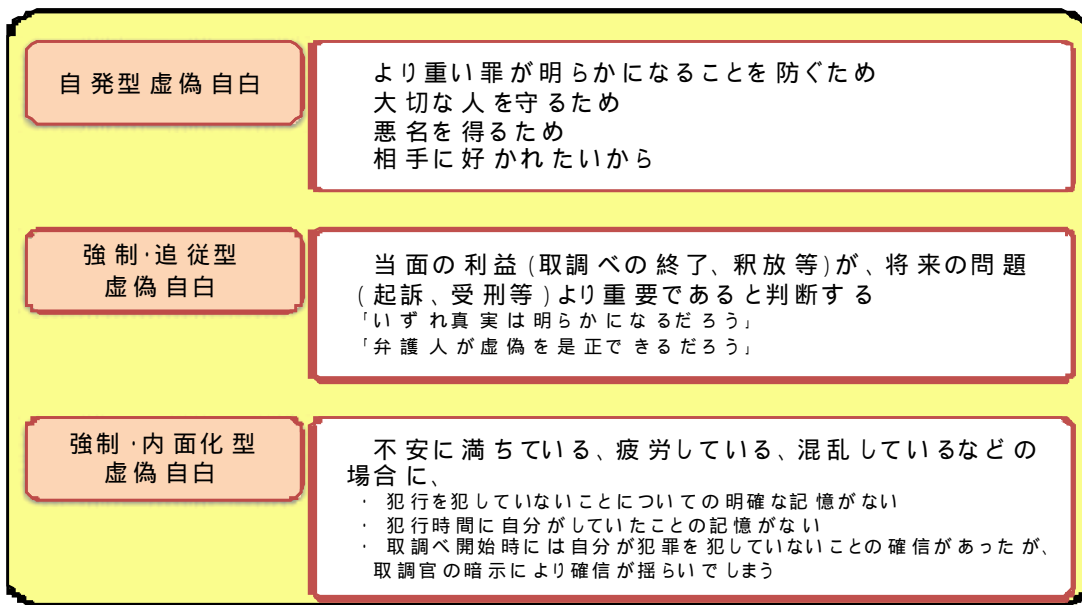
この種の虚偽自白は、

犯行を犯していないことについての明確な記憶がない
犯行時間に自分がしていたことの記憶がない

取調べ開始時には自分が犯罪を犯していないことの確信があったが取調官の暗示により確信が揺らいでしまう

ことがその原因として指摘されており、取調べの相手方が、無実であることを自分自身で確信するか、自分自身の自白を疑うようになって初めて、自白を撤回する傾向がある。

【図4】虚偽自白の原因



2 虚偽供述の判別

虚偽供述を判別するサインとして、一般的に挙げられる行動上の徴表(例えば、視線をそらす、手や足を動かさず、自分の体に触れる)は、緊張を示すサインとしてはあり得るが、そのまま虚偽を示すものとして判断することは適切ではない。また、万人に共通する虚偽を示すサインは、これまでに見い出されてはいない。

これらの行動上の徴表に基づく虚偽供述の判別は基本的には偶然レベルと同じであるという報告もあり、行動上の徴表に基づいてのみ判別することは困難であることを認識すべきである。

したがって、虚偽供述(自白)を判別する場合は、取調べ全体の流れや話の整合性、客観的証拠、それまでの取調官の経験等を加味しつつ、総合的に判断すべきである。

第2章 心理学の知見を踏まえた 取調べの基本的な手法

第1章に記載のとおり、心理学の研究によると、出来事の記録から想起までの期間、想起段階における質問の形式、質問に含まれる情報等の様々な要素が、参考人等の取調べの相手方の記憶に影響を与え、記憶の正確性や完全性を低下させるとともに、取調官の態度等によっては、虚偽の供述を生むおそれがあるとされている。

他方で、心理学の知見を踏まえた手法を用いて、取調べを実施した場合には、正確かつ多くの情報を得ることができるほか、取調べに非協力的な者に対しても、意思疎通を促進することにより供述を促すことが期待できる。

そこで、本章では、このような心理学の知見を踏まえた取調べの基本的な手法を紹介する。なお、ここで紹介する手法は、取調べの相手方（目撃者等）から正確な情報を可能な限り多く入手するとともに、虚偽の供述を防ぐことを目的とした手法であり、否認・黙秘する被疑者から自白を得ることに主眼を置いたものではないことに留意する必要がある。

以下、取調べの各過程を、

準備段階（取調べに臨む前の段階）

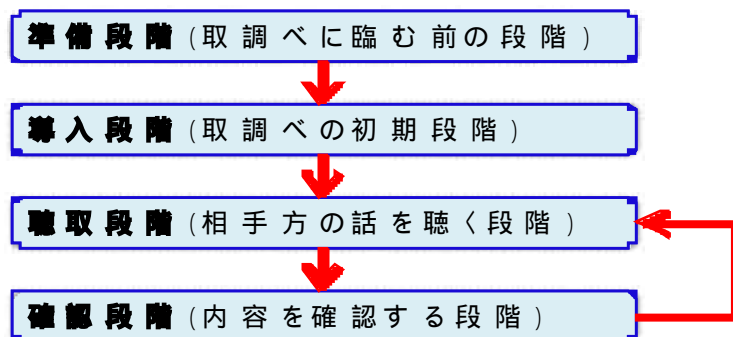
導入段階（取調べの初期段階）

聴取段階（相手方の話を聴く段階）

確認段階（内容を確認する段階）

の4段階に分類し、それぞれの段階における取調べの基本的な手法について説明する。

【図5】 取調べの過程



第1 準備段階

1 取調べに際しての心構え

(1) 話を聴く姿勢

取調べに当たり、取調官は、正確な情報を多く入手するため、虚心坦懐に相手方の話に耳を傾けるという姿勢がまずもって重要である。

取調官は、過去の事件捜査の経験、捜査情報等に基づき、事件についての仮説や持論を取調べ前に形成していることが多い。しかし、取調官の仮説と持論に固執した取調べは、それに該当する情報のみに注目し、それとは異なる相手方の話を遮ったり、相手方の話した情報を無視するなど、話題や質問の柔軟性が失われがちとなり、相手方から得られるはずの重要な情報が無視あるいは見落とされるおそれがある。

また、取調官と相手方とのラポールが形成されていない段階において、取調べが断定的、一方的、性急であるなどの印象を与えてしまった場合には、相手方が取調官に対して否定的な感情を持ってしまい、必要な供述を得ることが困難になる。

さらに、取調官が相手方に対して否定的な感情を有している場合は、取調べ過程における相互理解や信頼を損ね、取調べにとっては有害となる場合があることも指摘されていることから、取調べに当たっては、相手方の立場を理解し、思いやりをもって臨むことが必要である。

【ラポールを形成するためのポイント】

取調べの最初から、相手方によい印象を与えること。

「取調官と供述人」ではなく、「個人対個人」の関係を構築すること。

相手方の心理状態に配慮すること（特に、取調べを開始するに当たっては、取調べが、相手方にとって非日常の体験であることに留意すること。）

必要に応じ、刑事手続の概要を説明すること。

取調べに当たり、その目的を説明すること。

当該取調べの流れ（どのようなことを聴取するのか。）について説明すること。

(2) 共感的理解に基づく取調べ

「共感的理解」とは、同情とは異なるものであり、一言で言えば、相手方の言い分や心情を「相手の立場に即して聴く」ことによって、相手の感情、要求、悩み等を理解することであるが、「共感的理解」は、心理学的にも面接（取調べ）の基本的な条件であると考えられている。

ただし、共感的理解を持つことは、親兄弟、友人のような親密な関係になることではない。極度に親密な関係性を築くことは相手方の迎合性を高める可能性もあることから、あくまで「個人対個人」としての客観的、中立的な立場を維持することが求められる。

【被疑者取調べにおける共感的理解】

被疑者取調べについて、警察庁及び科学警察研究所が行った都道府県警察の取調官に対する調査の結果、

- 取調官が被疑者の話を十分に聞いた
- 取調官が被疑者の身上・感情を理解した
- 取調官が被疑者の人格を認めた
- 被疑者が取調官を信頼した

などが被疑者の自供を促進した要因として挙げられているが、これらは、共感的理解に基づく取調べの重要な要素である。

したがって、被疑者取調べに当たっては、被疑者の話をよく聴き、被疑者の内面を理解し、被疑者との信頼関係を構築することが必要である。

2 取調べの計画と準備

取調べは、事前に綿密な計画を立てて臨むことが必要である。

捜査は限られた時間の中で行わなければならないが、時間的な余裕がない場合も考えられるが、取調べの計画と準備は可能な限り綿密に行うべきである。

取調べの計画と準備が入念に行われれば行われるほど、取調官は、得られた供述（情報）の整理に集中できるほか、取調べが淀みなく進行することから、相手方の記憶の想起を促進するとともに、取調官に対する信頼を得ることができる。

なお、相手方は、被疑者、参考人にかかわらず、犯罪等の直後には、感情的に興奮した状態に陥りやすく、出来事を不完全にしか供述できないことが多い。こうした場合には、緊急の取調べが必要な場合は別として、相手方が落ち着くまで待ってから取調べを行うことも考慮すべきである。

【図6】 準備段階

取調べに際しての 心構え	<p>話を聴く姿勢</p> <ul style="list-style-type: none">・ 虚心坦懐に相手方の話に耳を傾ける・ 仮説と持論に固執しない・ 断定的、一方的、性急であるなどの印象を与えない・ 相手方に対して否定的な感情を持たない <p>共感的理解に基づく取調べ</p> <ul style="list-style-type: none">・ 相手方の言い分や心情を「相手の立場に即して聴く」ことによって、相手方の感情、要求、悩み事を理解する
取調べの計画と準備	<p>取調べの目的・目標 取調べの時間、場所 相手方の身上事項 情報の整理、手持ち証拠の分析 必要とする情報の明確化、予想される弁解（相手方が被疑者の場合） 話題の検討と質問内容 関係法令</p>

第2 導入段階

導入段階は、取調べの成否を決定し得るといえるほど重要なものである。この段階では取調官と相手方とのラポールを形成することを主目的として、以下のよう
に取調べを進める。

1 挨拶と初期の会話

取調べを受ける者、とりわけ目撃者等の参考人にとっては、そのこと自体が非日常の体験である。人は一般的に予期できないことにおそれを感じることから、取調べに際してもストレスを感じ、不安を抱えていることが多く、そのことが想起への集中を妨げ、意思疎通を困難にする。^{*1}

したがって、取調べを円滑に進めるためには、まず、取調官は名前を名乗り、自己紹介した上で、相手方に対して名前呼び掛けて挨拶することなどによって、「取調官と供述人」の関係から、「個人対個人」としての関係を構築するよう努める必要がある。

続いて、まずは、事件とは直接関係のない会話・質問等をしながら、相手方が話しやすい雰囲気を作り出すよう努めるべきである。この時、取調官が、自分自身のことを話すことは相手方の自己開示を促し、意思の疎通を促進することから、支障のない範囲内で、取調官個人の話も交えて会話を進めることも効果的である。

なお、相手方に対して呼び掛ける場合には、名前呼び掛けることが基本であるが、相手方が話しやすい雰囲気や関係を作るという観点から、個々のケースに応じて工夫する必要がある。

2 取調べにおけるルール等の説明

取調べの相手方に対しては、自分が、その取調べにおいて何を求められているかを説明し、続いて、当該取調べの流れや、関係する刑事手続について説明するなどして、相手方の不安を取り除き、取調べに集中できる環境の整備に努めるべきである。

続いて、取調べにおけるいくつかのルールを示す必要がある。^{*2} これにより、相互に共通の認識を持って取調べが進行することとなるほか、事後情報

*1 被疑者取調べの場合は、強い不安が虚偽自白を招き得ることにも留意する必要がある。

*2 被疑者取調べにおいては、取調べに先立ち、「話したくないことは話す必要はない(自己の意思に反して供述する必要がない。)」旨(供述拒否権)の告知を行わなければならないことは当然である。

による記憶の変容や、虚偽供述の防止に資する。

以下は取調べにおけるルールの例である。

自分では、些細であったり関係ないと思うことであっても、思い出したことは全て話すこと。

自分の体験か、他人から聞いた話であるかを区別して話すこと（実体験と伝聞を区別することにより、記憶の変容や混乱を防ぐ。）。

質問されても答えが分からない場合は、分からない旨正直に答えること（推測して答えないこと。）。

本当のことを話すことは、とても大切だということ。

【図7】 導入段階

挨拶と初期の会話	名前を名乗り、自己紹介する 相手方に対して名前呼び掛けて挨拶する 事件とは直接関係のない会話・質問等をする
取調べにおける ルール等の説明	取調べの流れや、関係する刑事手続について説明する ルールの説明 ・ 思い出したことは全て話すこと ・ 実体験と伝聞を区別して話すこと ・ 質問されても答えが分からない場合は、分からない旨正直に答えること ・ 本当のことを話すことはとても大切だということ

第3 聴取段階

1 話し手の役割の委譲

導入の後、相手方である参考人等から事件について聴取することとなるが、聴取される者は、通常、取調官の働き掛けを待つ「受け身」の姿勢でいることが多い。

取調べにおいては、まずは相手方に自由に語らせ、取調官は、適時適切な質問により会話をコントロールしていくことが必要であるが、そのためには取調べにおける「話し手」の役割を相手方に委ねることが必要である。

2 正確な情報を多く引き出すための工夫

取調官は、相手方に対して適切に質問することにより、相手方の想起を促し、正確な情報を多く引き出すよう工夫しつつ、取調べを進める。

(1) 質問の種類

ア 自由再生質問

相手方が自由に、制限なく回答できる質問方法である。「話してください」、「説明してください」、「描写してください」等の質問方法を用いる。正確な記憶の想起とより多くの情報を相手方自身の言葉で得ることが期待できる。

【自由再生質問のメリット】

取調官の質問の範囲に限定されない幅広い情報を得ることができる。

相手方が自分のペースで想起し、自分の言葉で供述することができる。

相手方により深く想起を促すことができ、これが記憶を刺激する場合がある。

取調官の暗示・誘導や質問に限定的な選択肢を示さないことによって、記憶が汚染される可能性が少ない。

供述内容から相手方の知的能力、特性等を把握することができ、その後の取調べの進行に資する。

イ 焦点化質問

「いつ」、「どこで」、「誰が」、「何を」、「どのように」、「どうした」(いわゆる六何の原則)を尋ねる質問である。

なお、焦点化質問は、一般に、「いつ」との問いには時期、「どこ」との問いには場所しか回答が得られないことから、焦点化質問により回答が得られた場合は、再度、自由再生質問により多くの情報を得るよう努める必要がある。

ウ 選択式質問

比較的狭い範囲の回答だけを許すもので、これによって得られる回答は、通常、単語又は短い句になる。

選択式質問は、取調官が知りたい事実に焦点を絞った取調べを可能にするが、正しい選択肢が示されていない場合であっても、相手方は「選択肢の中に正解があるのではないか。」と誤解し、自らの記憶にない事実であっても、選択肢のうちの一つを選択してしまうことがある。

したがって、選択式質問を用いる場合は、提示した選択肢以外の回答があり得ることを伝える必要がある。

【選択式質問のデメリット】

一般に、相手方は、聴かれたことにしか答えないことになり、相手方が主体的に取調べに参画する姿勢を構築できない。

得られる情報は、基本的に事前に取調官が持っている情報の範囲内にとどまる。

相手方が、取調官が与えた選択肢に誘導され、正確な情報が得られないおそれがある。

相手方に自発的に話してもらえないため、会話が展開できず、ラポールの形成が困難になる。

エ はい・いいえ質問

はい・いいえで答えられる質問は、曖昧な部分についての確認を求めるときには適していると言える。

他方、答えが基本的にははい・いいえになることから、得られる情報も限定され、出来事について全てを自由に話してもらいたい場合にこのよ

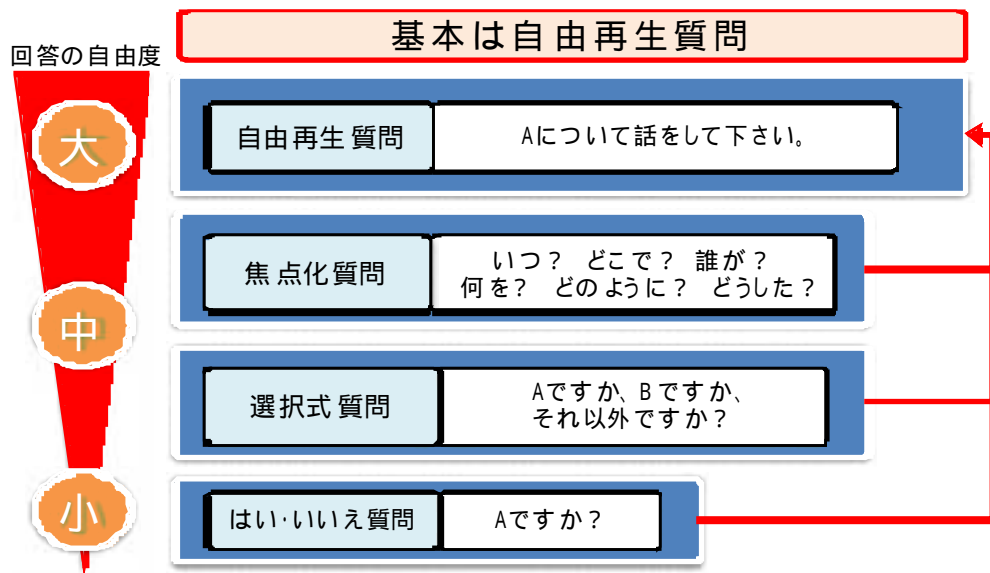
うな質問を用いることは適当ではない。

(2) 質問方法

相手方から話を聴く段階では、全てを自由に語らせるため、まずは、回答の範囲に制約を設けない自由再生質問を用いるべきである。

しかし、自由再生質問のみで取調べを行った場合、相手方が記憶している情報を相手方自身の言葉でより多く引き出せる一方、事件を立証するために必要な情報としては不十分なことがあり得ることから、その場合は、焦点化質問、選択式質問及びはい・いいえ質問により、焦点を絞りつつ、取調べを進める。

【図8】 質問の方法



(3) 質問方法以外の工夫

ア 想起を促すための工夫

必要に応じ、相手方の想起を促し、正確な情報を多く引き出すための工夫として、第1章第3の2に記載の記憶を喚起させるための手法を用いて取調べを進める。

イ 積極的な聴取姿勢を示すための工夫

関心を持って相手方の話を聴くという積極的な聴取の姿勢を示すために、次のような工夫を用いると効果的である。

(ア) 促し

促しとは、うなずいたり、相づちを打ったり、相手方が言ったことを繰り返したりするなど、暗示的な言動は避けた上で、相手方の話に興味を持っていることを伝え、話すことを促進することである。

(イ) 要約

要約とは、相手方の供述の要点を「～ということですね。」と簡単に取りまとめることである。これにより、積極的な聴取姿勢を示すことができるほか、供述内容についての取調官の理解が合っているか、相手方に確認することができる。

他方、要約した場合、無意識的に供述を誘導してしまうことから、要約の際に用いる言葉は、できるだけ相手方が使った言葉を用いることに留意する必要がある。

【要約のメリット】

供述を訂正又は明確にする機会を相手方に与えることができる。

供述内容を取調官が正確に理解することに資する。

供述により得られた情報を整理し、その後の供述調書の作成を行いやすくする。

発言が理解され、関心を持たれていることを確認させることにより、更なる相手方の供述を促すことができる。

非協力的な相手方が、事後に発言の意味を変更し、捜査を混乱させることを防ぐことができる。

(ウ) 聞き直し

聞き直しとは、繰り返しとよく似ているが、相手方の言葉の意味が必ずしも明確でない場合に、誤解を防ぐことができる。繰り返しと同様、聞き直すことによって積極的な聴取姿勢を示すこともでき、相手方の話を促すことができる。

ウ 取調官の態度

取調官が落ち着いた態度で臨めば、相手方も同様に振る舞い、想起や意思疎通の障害となる負の感情を抑えることに資する（これをミラー効果という。）

逆に、取調官が冷静さを失った取調べをすれば、相手方も興奮するお

それがあることから、取調官は、落ち着き、冷静な声で、ゆっくりと話すよう心掛けるべきである。

【図9】 質問方法以外の工夫

想起を促すための工夫 (図3参照)	状況の心的再現 全ての報告 逆向再生 細部記憶の補助
積極的な聴取姿勢を示すための工夫	促し(うなずき、相づち、 繰り返し) 要約 聞き直し
取調官の態度	落ち着き、冷静な声で、 ゆっくりと話す

3 留意事項

(1) 複雑な表現

質問の言葉遣いは、相手方に応じて対応すべきであるが、一般に複雑な表現は避け、平易な表現を用いることに留意すべきである。

(2) 多重質問

複数の事実について同時に尋ねる質問は、どの質問に回答してよいか不明確であるほか、相手方にとって、一つの質問への回答を想起しながら別の質問内容を覚えなければならず、想起への集中が困難になるため、できる限り避けるべきである。

(3) 繰り返しの質問

既に答えた事柄について、再度同じ質問を繰り返した場合、最初の答えは取調官が望んでいたものではないと考え、同じ質問に対しても違う答えをしてしまう場合があることから、同じ質問の繰り返しには注意を要する。

相手方が質問の意味を取り違えていた場合でも、同じ文言で質問を繰り返すことなく、質問の仕方が悪かったかもしれない旨を伝えた上で、言い方を変えて同じ内容を聴くようにする必要がある。

(4) 特定の事実の存在を前提とした質問

特定の事実の存在を前提とした質問は、相手方にそのような記憶がない場合であっても、その事実を前提とした供述をさせてしまう場合があることに留意する必要がある。

(5) 脈絡のない質問

脈絡のない質問は相手方を混乱させるとともに、取調官への信頼を損なわせ、取調べの円滑な実施を妨げる。また、記憶の想起の促進という点からも、脈絡のない質問は適当でない。

第4 確認段階

一通り相手方に自由に供述させた後、取調べの計画と供述内容を比較して、供述内容が曖昧であるなど、更に詳細な聴取が必要な事項
手持ちの証拠等と矛盾する事項
相手方の供述の中で語られなかったが、捜査上、聴取が必要と考える事項等について確認を行う必要がある。

1 更に詳細な聴取が必要な事項についての確認

供述内容が曖昧であるなど、更に詳細な聴取が必要な事項がある場合には、焦点化質問、選択式質問及びはい・いいえ質問によって、論点を絞りつつ、確認を行う。また、このような質問により必要な回答が得られた場合は、再び自由再生質問に戻るべきである。

2 手持ちの証拠等と矛盾する事項についての確認

相手方の供述内容が手持ちの証拠等と一致しない場合は、その矛盾点について更なる説明を求める必要があるが、その場合でも、断定的、一方的に問い詰めることのないよう留意すべきである。この際、手持ちの証拠等を相手方に示すタイミングについては留意が必要である。^{*3}

3 捜査上、聴取が必要と考える事項についての確認

相手方の供述の中で語られなかった事項についての確認は、再度自由再生質問等の基本的な質問方法で行うが、それでも語られない場合には、事案に応じ、以下の方法で確認する。ただし、この方法を用いて何かが語られたならば、それについて自由再生質問を用いる基本的な方法に戻り、相手方自身の言葉で更なる説明を求めることが必要である。

*3 手持ちの証拠等を被疑者に示すタイミングについては以下の点に留意すべきである。

まず、手持ちの証拠等を被疑者に示すことは、(証拠があるなら見せてほしいという)被疑者の欲求に応えることとなり、取調べを円滑に進める要因となり得るものといえる。また、被疑者によっては、証拠を示すことにより、もはや罪から逃れられないことを悟り、供述を始める場合もある。

他方、捜査側に証拠がないと確信を持っている被疑者や、取調べを受けた経験が多く、取調べに際して緊張や不安が小さい被疑者の場合等には、安易に証拠等を提示することで、弁解の口実を与えてしまうなど、逆に取調べを困難にする要因となってしまう場合もある。このため、手持ちの証拠等を相手方に示すタイミングについては、被疑者の特性や心理状態、証拠の質や量を十分に検討して総合的に判断する必要がある。

(1) 特定の事実の存在を前提とした質問

取調官が持っている客観的情報に基づき、相手方に対して特定の事実を当てる。この場合、それが記憶にない事実であっても、相手方がその事実を前提として供述する場合があるから、その内容について自由再生質問で詳細を聴き取ることが必要である。

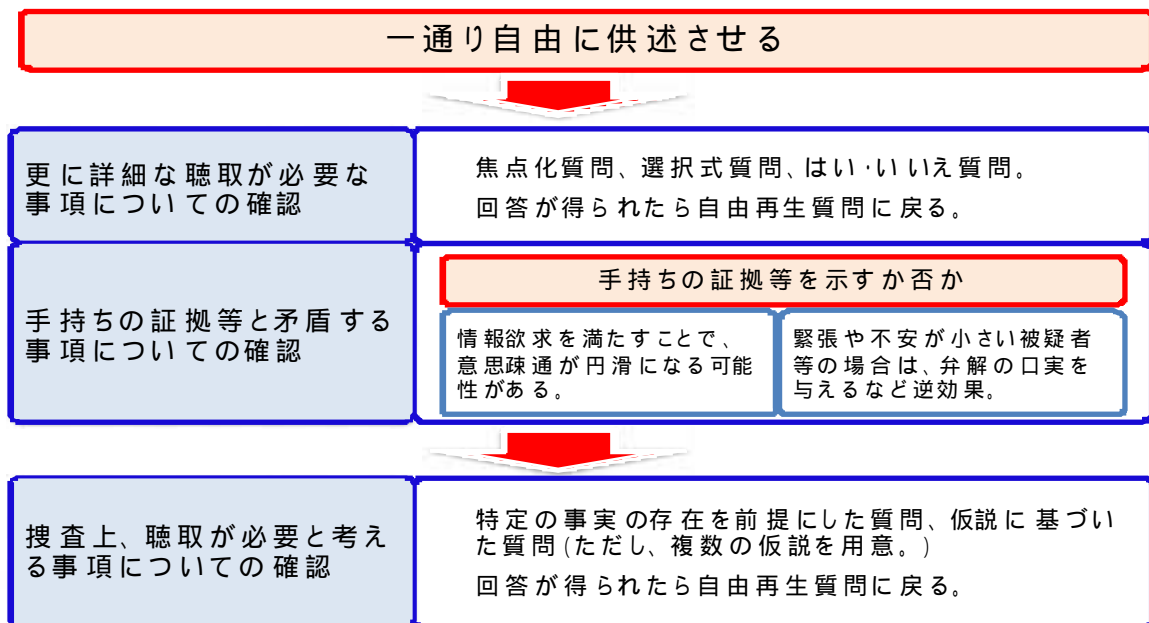
(2) 仮説に基づいた質問

捜査上、確認しておくべき情報について、これを裏付ける客観的証拠がない場合は、仮説に基づいた質問を行う(ただし、複数の仮説を考慮すること)。この場合、仮説に基づく誘導・暗示を防止するため、必要と考える事項について、簡潔に質問することが重要である。

4 留意事項

取調官の感情的、横柄、威圧的、^{さいぎ}猜疑的な態度は、相手方が取調官に対して否定的な感情を持つ原因となり、これによって取調官への不信感が生まれ、円滑な意思疎通が妨げられるおそれがあることから、回避するように心掛けるべきである。^{*4}

【図10】 確認段階



*4 特に被疑者に対しては、例えば、直接の犯行状況については語りたがらない場合であっても、供述しないことがむしろ不自然な話題について質問し、得られた供述相互の矛盾を突くことにより真の自白が得られることもあるので、粘り強く質問を続けることが肝要である。

参考文献

- 「認知面接 目撃者の記憶想起を促す心理学テクニック」 Ronald P. Fisher、
R. Edward Geiselman (関西学院大学出版会 (2012年6月20日刊))
- 「取調べの心理学 - 事実聴取のための捜査面接法 - 」 Rebecca Milne、Ray Bull
(北大路書房 (2003年8月20日刊))
- 「捜査心理学」 渡辺昭一ほか (北大路書房 (2004年2月20日刊))
- 「捜査官のための実践的心理学講座 捜査心理ファイル～犯罪捜査と心理学
のかけ橋～」 渡辺昭一ほか (東京法令出版 (2007年1月15日刊))
- 「取調べ・自白・証言の心理学」 Gisli H. Gudjonsson ほか (酒井書店 (1994
年9月20日刊))
- 「目撃供述・識別手続に関するガイドライン」 法と心理学会・目撃ガイドラ
イン作成委員会 (現代人文社 (2005年10月20日刊))
- 「犯罪心理学 - ビギナーズガイド：世界の捜査、裁判、矯正の現場から
Criminal Psychology : A Beginner's Guide」 R.H. Bull ほか (有斐閣 (2010年8月
30日刊))